

7 市川市物品購入指名見積合わせ事務取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入における指名見積合わせに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 対象とする物品は、原則として1件当たりの購入予定額が30万円を超え80万円以下のものとする。

(指名業者の選定等)

第3条 指名業者の選定等は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領の規定を準用して行うこととする。

2 指名業者の決定は、課内協議等を経て契約課長が行うものとする。

(指名業者の基準数)

第4条 指名業者の基準数は3社以上とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

(指名通知)

第5条 指名業者への通知は、見積合わせ通知書によりファクシミリ等により行うものとする。

(予定価格の設定)

第6条 予定価格の設定は、契約課長が行うものとする。

(見積期間及び見積合わせ執行日)

第7条 見積価格算出のための見積期間は、第5条の規定に基づく指名通知日の翌日から起算し、1日以上としなければならない。

2 見積合わせの執行日は、前項の規定に基づく見積期間の最終日の翌日とする。

(見積合わせの執行)

第8条 見積合わせに参加しようとする者(以下「見積者」という。)は、見積書を作成し、自己の名を表記、押印し、見積合わせ日時に見積合わせの場所へ提出するものとする。

2 代理人が見積合わせをする場合は、見積書に記名、押印するものとする。

3 前項の代理人は、同一見積合わせにおいて2人以上の代理人となることができない。

4 見積者は、同一見積合わせにおいて他の見積者の代理人となることができない。

(見積合わせの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積合わせは、無効とする。

(1) 見積合わせに参加する資格を有しない者のした見積合わせ

(2) 同一人がした2以上の見積書による見積合わせ

(3) 見積者が連合して作成した見積書による見積合わせ

(4) 金額その他記載事項が明らかでない見積書による見積合わせ

(5) 前各号に掲げるもののほか、見積合わせ事項に違反した見積合わせ

2 前項に定める無効な見積合わせをした者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。

(内訳書の提出)

第10条 必要に応じて、見積書の提出とともに内訳書を提出させることができるものとする。
ただし、再度の見積合わせの場合は、この限りではない。

(再度の見積合わせ)

第11条 再度の見積合わせは、1回を限りとする。この場合、初度に見積合わせをした最低見積価格を読みあげたのち再度の見積合わせを行わせるものとする。

(契約業者の決定)

第12条 見積合わせの結果、予定価格以内の最低の価格をもって見積もった者を決定者とし、直ちにその旨を決定者に通知するものとする。この場合において、最低の価格をもって見積もった者が2人以上いる場合は、くじにより決定者を決定するものとする。

2 くじの方法は、最低の価格をもって見積もった者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当籤したものを決定者とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。